

労務 ROAD

建設アスベスト給付金制度が創設されます。

趣旨について

令和3年6月9日に、議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」（以下「法」という。）が成立し、同月16日に公布されました。（施行日は、一部の規定を除き、法の公布の日から1年以内で、政令で定める日となっています。）

法の趣旨において、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて、最高裁判所等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図る旨が述べられています。

給付金及び追加給付金（給付金等）の対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

- ① 次の表の期間ごとに、記載している石綿にさらされる建設業務に従事する事により、
- ② 石綿関連疾病にかかった
- ③ 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

- ※ 表の期間及び業務は、最高裁判決を踏まえ定められたものです。
- ※ 石綿関連疾病：
 - (1) 中皮腫 (2) 肺がん (3) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
 - (4) 石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4） (5) 良性石綿胸水
- ※ ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、父母又は兄弟）からの請求が可能です。

給付金等の支給開始日

給付金等の支給開始については、法の公布の日（令和3年6月16日）から1年以内で、政令で定める日からとなります。開始日が決まり次第厚生労働省よりお知らせがありますので、改めて、発信させていただきます。

給付金等の請求期限

給付金等については、①石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は②石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（③石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求していただく必要があります。

Q & A

- Q：給付金等の請求手続きはどのようにすればいいのでしょうか？
- A：法の規定により厚生労働大臣宛に請求していただくこととなりますが、詳細については改めてお知らせさせていただきます。
- Q：給付金等を受けるためには、労災認定を受けていることが必要でしょうか？
- A：あらかじめ労災の請求を行い、認定を受けていることは要件とはされておりませんが、労災認定による療養補償給付や休業補償給付などが受けられるため、労災認定の対象となり得る方は、労災の請求も御検討ください。

施行はまだされていない為、申請方法等について公表がされておられません。最新情報が入りましたら、改めてご案内させていただきます。

【厚生労働省より】

VOL.764
(2109-1)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・安曇・黒瀬・姚

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

今年の夏はいかがお過ごしでしたか。
あまり外出できなかった
ので、旬の美味しいものを色々お取り寄せして夏を味わっていました。
次こそは運動の秋！と言いたいところですがステイホームを言い訳に食欲に走りそうです。

(奥田)



9月の労務スケジュール

- ・健康保険・厚生年金保険の新標準報酬月額決定
- ・高校卒業予定者面接等選考・内定開始(9月16日～)
- ・秋の全国交通安全運動